

監査委員公表第1号

監査等の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査等を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成28年1月5日

寒川町監査委員 竹井 龍一郎

同 佐藤 一夫

1 監査の期間

平成27年12月17日から12月25日まで

2 監査箇所

町民部協働文化推進課

3 監査の対象

平成27年度（平成27年4月1日から平成27年11月12日まで）における予算の執行、財産管理等財務に関する事務の執行

4 監査の方法

対象課から事務事業の執行に関する書類の提出を求め、収入・支出に重点を置き、書類を監査するとともに事情聴取を実施した。

5 監査の結果

おおむね適正に執行されていると認められたが、一部の事務執行において、留意すべき事項が見受けられた。

○指摘事項

支出事務において、予算執行何額を上回った予定価格を設定していたり、支出負担行為額が契約金額と相違したりしているなど、不適切な処理が見受けられた。

○軽微な留意事項

口頭により指摘又は指導した。